

重要事項説明書（訪問看護）

〈事業の目的〉

要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が必要を認めたものに対し、適正な指定訪問看護サービスを提供することを目的とします。

〈運営の方針〉

ステーションの訪問看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能の回復を目指します。又、事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

〈事業の内容〉

1 主たる事業所概要

名 称	訪問看護ステーション東宇和
住 所	西予市宇和町卯之町3丁目293
電 話	(代) 0894-69-1140
営 業 日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営 業 時 間	8:30～17:00 ※緊急時は24時間連絡・訪問可
事 業 地 域	西予市

2 サテライト事業所概要

名 称	訪問看護ステーション東宇和サテライト野村
住 所	西予市野村町野村12-15 野村総合支所 第2別館3階
電 話	0894-69-2240
営 業 日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
営 業 時 間	8:30～17:00 ※緊急時は24時間連絡・訪問可
事 業 地 域	西予市野村町内及び西予市城川町内

3 職員体制

管理者	1名	従事員の教育・指導等を含む管理及び利用者の申し込みに係る調整・業務の実施状況把握等の一元的管理を行うとともに自らも指定訪問看護の提供にあたる。
看護師	11名	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供にあたる。

これら職員には身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた場合は、これを提示すべき旨を指導しています。

4 訪問看護内容

① 病状・障害の観察	⑥ ターミナルケア
② 清拭・洗髪等による清潔の保持	⑦ 認知症患者の看護
③ 食事及び排泄等日常生活の世話	⑧ 療養生活や介護方法の指導
④ 褥瘡の予防・処置	⑨ カテーテル等の管理
⑤ リハビリテーション	⑩ その他医師の指示による医療処置

5 利用料及びその他の費用

〈介護保険の場合〉

○指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理サービスである時は、その利用者負担額（1～3割）の額とします。

※月の支給額限度額を超えた場合は自己負担となります。

※制度や報酬改定により、変更することがあります。

	20分未満 (24時間体制・20分以上 /週1回)		30分未満		30分～1時間 未満		1時間～1時間半	
	訪問看護 (基本料金)	3,140円	314円	4,710円	471円	8,230円	823円	11,280円
	628円	942円	942円	1,413円	1,646円	2,469円	2,256円	3,384円
訪問看護 (夜間・早朝)	3,930円	393円	5,890円	589円	10,290円	1,029円	14,100円	1,410円
25%加算	786円	1,179円	1,178円	1,767円	2,058円	3,087円	2,820円	4,230円
訪問看護 (深夜)	4,710円	471円	7,070円	707円	12,350円	1,235円	16,920円	1,692円
50%加算	942円	1,413円	1,414円	2,121円	2,470円	3,705円	3,384円	5,076円

黒字10割、赤字1割、青字2割、緑字3割の金額となります。

※夜間：午後6時～午後10時 早朝：午前6時～午前8時 深夜：午後10時～翌朝6時

※准看護師は1回につき90/100相当の金額

○加算料金について

初回加算 (I)	新規利用で、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に、初回の訪問看護を行った場合。又過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合（医療保険も含む）ただし、初回加算 (II)、退院時共同指導加算を算定している場合は算定しない	3,500円	350円
		700円	1,050円
初回加算 (II)	新規利用で過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合（医療保険も含む）。ただし、初回加算 (I)、退院時共同指導加算を算定している場合は算定しない	3,000円	300円
		600円	900円
退院時共同指導加算	退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回（特別の管理を要するものは2回）に限り算定。ただし、初回加算を算定する場合は算定しない	6,000円	600円
		1,200円	1,800円

緊急時訪問看護加算 (Ⅱ) (1月につき)	・緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位数を算定。 ・1ヵ月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定	5,740円	574円	
		1,148円	1,722円	
特別管理加算(Ⅰ) (1月につき)	・在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。 ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態等	5,000円	500円	
		1,000円	1,500円	
特別管理加算(Ⅱ) (1月につき)	・前項以外のその他該当者	2,500円	250円	
		500円	750円	
複数名訪問看護加(Ⅰ)	複数での訪問を家族等の同意を得て、同時に複数の看護師が1人の利用者に対して訪問看護を行った場合	30分未満	2,540円 508円	254円 762円
		30分以上	4,020円 804円	402円 1,206円
複数名訪問看護加(Ⅱ)	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	30分未満	2,010円 402円	201円 603円
		30分以上	3,170円 634円	317円 951円
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者において1回が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、所定のサービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算	3,000円	300円	
		600円	900円	
看護・介護職員 連携強化加算	訪問介護員等にたんの吸引等緊急時の対応についての助言をしたり、同行し実施状況を確認したりした場合等に加算	2,500円	250円	
		500円	750円	
ターミナルケア加算	・24時間連絡体制を確保し、身体状況等の記録をしている ・死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアで、24時間以内に在宅以外での死亡を含む、医療保険の訪問看護との通算可 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応した場合	25,000円	2,500円	
		5,000円	7,500円	
口腔連携強化加算	看護師が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	500円	50円	
		100円	150円	
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)	訪問看護サービスの質を上げるための取り組みを行っていることの評価	60円	6円	
		12円	18円	

黒字10割、赤字1割、青字2割、緑字3割の金額となります。

※区分支給限度基準額の算定対象外となる加算は、緊急時訪問看護加算(Ⅱ)、特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)です。

〈医療保険の場合〉

基本療養費と管理療養費を合わせたものが基本料金となり、各々の医療保険負担割合によって利用料が決まります。

※制度や報酬改定により、変更することがあります。

1. 訪問看護基本療養費

○1回の訪問時間は30分～1時間30分程度が標準です。

項目	内容		基本料金
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	看護師	5,550円
		准看護師	5,050円
	週4日目以降	看護師	6,550円
		准看護師	6,050円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で 同一日3人以上の訪問)	週3日まで	看護師	2,780円
		准看護師	2,530円
	週4日目以降	看護師	3,280円
		准看護師	3,030円
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	厚生労働大臣が定める者等 (管理療養費なし)		8,500円
訪問看護管理療養費1	月の初日		7,670円
	2日目以降		3,000円

※難病の方の訪問看護は、回数制限がなく医療受給者証により自己負担がない場合があります。

○医療保険の場合による加算料金について

項目	内容		基本料金	
緊急訪問看護加算	利用者やその家族等からの緊急の求めに応じて、 主治医の指示に基づき緊急訪問看護を行う		月14日目まで 2,650円	
			月15日目以降 2,000円	
難病等複数回訪問加算	2回/日		4,500円	
	3回以上/日		8,000円	
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分を超えた場合。 ・15歳未満の小児への長時間訪問/週3日 ・特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書 に係る訪問看護を受けている者/週1日		5,200円	
複数名訪問看護加算	①②週1回 ③週3回	①看護師2名	4,500円	
		②看護師と准看護師	3,800円	
		③看護師とその他の職員	3,000円	
	④1日に複数回算定可 (厚生労働大臣が定める 場合、特別訪問看護 指示期間)	④看護師とそ の他の職員	1回	3,000円
			2回	6,000円
3回以上			10,000円	

項 目	内 容	基本料金
夜間・早朝・深夜 訪問看護加算	夜間：午後 6 時～午後 10 時 早朝：午前 6 時～午前 8 時	2,100 円
	深夜：午後 10 時～翌朝 6 時	4,200 円
乳幼児加算	6 歳未満	1,300 円
	① 超重症児又は準超重症児 ② 別表第 7 に該当する疾病等の小児 ③ 別表第 8 に該当する疾病等の小児	1,800 円
24 時間対応体制加算 (1 月につき)	利用者の同意を得て、電話等に常時対応でき、緊急時 訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合	6,520 円
特別管理加算 (1 月につき)	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導 管理、気管カニューレ・留置カテーテルを使用している 状態	5,000 円
	上記以外のその他該当者	2,500 円
退院時共同指導加算	主治医の属する医療機関又は老健に入院・入所中の利 用者又は家族に対して主治医又は施設職員とともに、 看護師等（准看護師は除く）が療養上の指導を行った 場合（ガン末期等は 2 回）	8,000 円
特別管理指導加算	特別管理加算の対象者に対してさらに加算	2,000 円
退院支援指導加算 (退院日)	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が退院する日 に、看護師等（准看護師は除く）が在宅での療養上の 指導を行った場合	6,000 円
	長時間にわたる（90 分を超える）療養上必要な指導を 行った場合又は複数回の退院支援指導の合計が 90 分 を超えた場合	8,400 円
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機 関、歯科、薬局と文書により情報共有を行い、看護師 等（准看護師は除く）がそれぞれを踏まえた療養上の 指導を行った場合	3,000 円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 (月 2 回)	在宅療養を行っている利用者の状態の急変に伴い、在 宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、 訪問診療等をしている歯科医師等と訪問看護師等（准 看護師は除く）とで共同で患家を訪問し、カンファレ ンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合	2,000 円
看護・介護職員 連携強化加算	喀痰吸引等特定行為業務を実施する介護職員へ訪問 看護ステーション職員が支援を行った場合	2,500 円
訪問看護情報提供療養費 1	市町からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等 の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供を 行った場合	1,500 円
訪問看護情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校 時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供を行 った場合	1,500 円
訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関に入院又は入所するにあたり情報提供を 行った場合	1,500 円
訪問看護 ターミナルケア療養費 1	・在宅又は特別養老人ホーム等で死亡した利用者に対 し、支援体制を家族説明して死亡日及び死亡日前 14 日 以内に 2 回以上（退院支援指導加算の算定に係る療養 上必要な指導を含む。）ターミナルケアを行う。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセス に関わるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本 人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、 他の医療及び介護関係者との連携の上、対応する。	25,000 円

訪問看護 ターミナルケア療養費 2	特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者の場合にターミナルケアを行う。	10,000 円
訪問看護医療 DX 情報活用 加算 (1月につき)	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより、利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに係る評価	50 円

2. 精神科訪問看護基本療養費

○精神疾患の有する者又はその家族等に対する訪問看護です。

○精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲの場合、合わせて週3日（利用者退院後3か月以内の期間に行われる場合は週5日）を限度に算定します。

項 目	内 容			基本料金
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日 まで	30分未 満	看護師	4,250 円
			准看護師	3,870 円
		30分以上	看護師	5,550 円
			准看護師	5,050 円
	週4日目 以降	30分未 満	看護師	5,100 円
			准看護師	4,720 円
30分以上		看護師	6,550 円	
		准看護師	6,050 円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者で 同一日3人以上の訪問)	週3日 まで	30分未 満	看護師	2,130 円
			准看護師	1,940 円
		30分以上	看護師	2,780 円
			准看護師	2,530 円
	週4日目 以降	30分未 満	看護師	2,550 円
			准看護師	2,360 円
		30分以上	看護師	3,280 円
			准看護師	3,030 円

精神科訪問看護による加算料金

項 目	内 容			基本料金
精神科緊急訪問加算	1日につき			2,650 円
長時間精神訪問看護加算	1回につき			5,200 円
複数名精神科訪問看護加算	3回/日 又は回数制限なし 1人以上の看護師同行	看護師	1回	4,500 円
			2回	9,000 円
			3回 以上	14,500 円
		准看護師	1回	3,800 円
			2回	7,600 円
			3回 以上	12,400 円
	週1日 看護補助者又は精神保健福祉士 1人以上の看護師同行			3,000 円

夜間・早朝訪問看護加算		2,100円
深夜訪問看護加算		4,200円
訪問看護情報提供療養費 1	市町からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供を行った場合	1,500円
訪問看護情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時・転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供を行った場合	1,500円
訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関に入院又は入所するにあたり情報提供を行った場合	1,500円
訪問看護 ターミナルケア療養費 1	・在宅又は特別養老人ホーム等で死亡した利用者に対し、支援体制を家族説明して死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上（退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。）ターミナルケアを行う。 ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応する。	25,000円
訪問看護 ターミナルケア療養費 2	・特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定している利用者の場合にターミナルケアを行う ・「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応する。	10,000円

○医療保険利用時に発生するその他の費用について

超過時間加算料	営業時間内で90分を超える訪問看護料 (長時間訪問看護加算の算定日は除く)	30分毎に 1,000円
休日加算料	営業日以外の訪問看護料(利用者、家族の求めがあった場合)	1,500円/日

○介護保険、医療保険利用時に発生するその他の費用について

交通費	通常の事業の実施地域内の場合 ※通常の事業の実施地域…西予市内	無料
	通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護に要した交通費 ※タクシー等	実費
	通常の事業の実施地域を超える場合(訪問車を使用)	一律100円
衛生材料・介護用品費	ご相談に応じます。	実費
死後の処置料	使用する材料により金額が異なります。	8,000円
		10,000円

※通常の事業の実施地域…西予市内

※訪問車…ステーションの車、又は当職員の車

○料金の支払い方法について

利用料金は翌月の10日前後に請求いたします。原則、口座振替によるお支払いと

なりますが、それ以外の方法をご希望される方はご相談ください。

※振替日：毎月 26 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）

○保険の未加入または保険料の滞納時の支払いについて

保険給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払いしていただきます。

6 緊急時における対応方法

- ① 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な対応を行います。
- ② 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

7 事故発生時の対応

- ① 訪問中に利用者に対し事故が発生したときは、市町、利用者家族、利用者に関する居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じ、事故の状況、採った処置について記録をします。
- ② 指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

8 個人情報の保護について

- ① ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「個人情報保護法」を遵守します。
- ② ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの指定訪問看護の提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとします。
- ③ ステーションは、ステーションの職員が退職後、業務中知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約書を提出させます。
- ④ ステーションは、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む。）については、管理者が注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

9 苦情申し立ての制度

- ① サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しております。

・訪問看護ステーション東宇和（受付時間 8：30～17：15）

担当者 管理者

電話番号 0894-69-1140

FAX 番号 0894-69-1345

② 次の機関に対しても苦情の相談をすることができます。

・愛媛県国民健康保険団体連合会介護・事業課

所在地 松山市高岡町101番地1

時 間 平日 8:30~17:15

電話番号 089-968-8700

FAX番号 089-968-8717

・関係市町の介護保険担当

西予市の場合 西予市役所本庁 長寿介護課介護保険係

所在地 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

時 間 平日 8:30~17:15

電話番号 0894-62-6406

FAX番号 0894-62-3055

・愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~16:30

電話番号 089-998-3477

10 身体的拘束等の適正化

ステーションは、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11 虐待の防止について

ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しております。

虐待防止に関する担当者：管理者

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針を整備しサービスに当たります。

④ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を開催しています。

⑤ サービス提供中に、当該ステーション職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町に通報します。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

ステーションは感染症が発生、及びまん延しないように措置を講じるよう努めます。

13 ハラスメントの対策

ステーションは、サービスの提供時に利用者又はその家族から、ステーションの職員に対しハラスメント行為があった場合はサービスを中止し、状況の改善や理

解が得られない時は契約を解約することがあります。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす、又はその恐れのある場合
叩く、蹴る、物を投げる等
- ② 個人の尊厳や価値を言葉や態度によって傷つける場合
大声を発し、威圧的な態度をとる等
- ③ 性的な嫌がらせ行為をする場合
必要もなく体を触る等
- ④ 上記に準ずる行為と判断される場合

1 4 サービスご利用に際してのお願い

- ① 職員に対しての飲食物や贈り物等の提供はお断りさせていただいております。
- ② 訪問時は、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ③ 利用者の都合により、サービスを利用できなくなった場合は早めにステーションまでご連絡ください。
- ④ サービス利用中に職員の写真・動画を撮影・録音等および SNS への掲載は、職員の個人情報保護のためご遠慮ください。
- ⑤ 訪問中の喫煙、飲酒はご遠慮ください。

1 5 研修生について

ステーションは、看護学生及び研修生の教育機関の役割を担い、実習の受け入れを行っています。看護教育における実習の必要性をご理解いただき、研修生の同行訪問にご協力をお願いいたします。